

保険医療機関等向け社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領
(マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援)

第1 目的

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、国から社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付を受け、当該補助金を活用して、オンライン資格確認等の導入に向けた保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する「保険医療機関等」をいう。以下同じ。）が、マイナ保険証の利用促進を図るため、医療現場におけるマイナ保険証の利用勧奨の取組等に対して、当該補助金を交付することにより、オンライン資格確認等の推進を図ることを目的とする。

第2 補助対象事業

- 1 保険医療機関等の令和6年1月～5月におけるマイナ保険証の利用勧奨の取組を対象に、期間中の月平均マイナ保険証利用率が、令和5年10月の利用率（なお、令和5年10月以降の新設保険医療機関等については、令和5年10月の利用率は0%とする。）との比較で増加した保険医療機関等に対し、当該機関のマイナ保険証利用件数（初診・再診・調剤）に応じた支援に係る事業。
- 2 令和6年5月～8月において、①窓口での共通ポスターの掲示、②来院患者への声掛けとマイナ保険証の利用を求めるチラシ配布の取組を実施した保険医療機関等を対象に、いずれかの月のマイナ保険証の利用人数が令和5年10月の同月利用人数（なお、令和5年10月以降の新設保険医療機関等については、令和5年10月の利用人数は0人とする。）から増加した保険医療機関等に対し、当該機関の令和5年10月の利用人数からのマイナ保険証利用人数の増加量に応じた一時金に係る事業。
- 3 令和5年10月から令和6年11月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が無償提供等を受けた顔認証付きカードリーダー1台あたり500件以上の保険医療機関等において、令和5年11月11日以降に顔認証付きカードリーダーを増設した場合、顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入等に係る事業。

第3 補助率、補助限度額及び助成限度額

- 1 第2の1に係る助成額は、以下のとおりとする。

保険医療機関等の令和6年1月～5月の平均利用率と令和5年10月の利用率との比較で増加した率に応じ、表1により、総利用件数に支援単価を乗じた額の支援を行う。

※平均利用率の算出方法：令和5年10月の利用率の場合

「令和５年１０月のマイナ保険証利用人数（名寄せ処理後） / 令和５年１１月請求分レセプト枚数（外来請求であって電子請求されたレセプトに限る）」

※被用者保険者（自衛官、日雇、公費除く）、国保保険者、後期高齢者広域連合。

なお、利用率の端数については、小数点第一位を四捨五入して算出する。

表 1

令和５年１０月の利用率からの増加量	対象期間 支援単価
５％pt 以上	２０ 円 / 件
１０％pt 以上	４０ 円 / 件
２０％pt 以上	６０ 円 / 件
３０％pt 以上	８０ 円 / 件
４０％pt 以上	１００ 円 / 件
５０％pt 以上	１２０ 円 / 件

２ 第２の２に係る助成額は、以下のとおりとする。

令和６年５月から８月までのうちマイナ保険証の利用人数が最も多い月の利用人数について、保険医療機関等の令和５年１０月の利用人数からの増加量及び同月マイナ保険証利用率（名寄せ処理後）に応じ、表２－１による額の一時金の支払を行う。

表 2-1

		令和5年10月の利用人数からの増加人数（下段は病院の要件）																			
		1人	以上	10人	以上	20人	以上	30人	以上	50人	以上	70人	以上	80人	以上	100人	以上	160人	以上	240人	以上
		10人		40人		80人		150人		250人		350人		450人		540人		720人		900人	
令和5年10月の利用率	3%未満	0	0	0	3万円	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円										
					10万円	12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円										
	3%～5%	0	0	3万円	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円											
				10万円	12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円											
	5%～10%	0	3万円	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円												
			10万円	12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円												
	10%～20%	3万円	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円													
		10万円	12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円													
	20%～30%	5万円	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円														
		12万円	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円														
30%～40%	7万円	10万円	15万円	17万円	20万円																
	15万円	20万円	30万円	35万円	40万円																
40%～	10万円	15万円	17万円	20万円																	
	20万円	30万円	35万円	40万円																	

令和 5 年 10 月診療分のレセプト請求枚数（外来請求であって電子請求されたレセプトに限る。）が 150 件以下の施設（以下「小規模施設」という。）に対する一時金の額は、表 2－2 のとおりとする。ただし、小規模施設であっても、①令和 5 年 10 月の利用率が 10% 以上、②令和 5 年 10 月の利用率が 5～10% で、10 月からの増加人数が 10 人以上である場合など「10 月の利用人数からの増加人数」が小規模施設の区分の上限を超える場合には、表 2－1 により支払を行う。

表 2－2

		令和 5 年 10 月の利用人数からの増加人数						
		1 人以上	5 人以上	10 人以上	15 人以上	25 人以上	35 人以上	40 人以上
令和 5 年 10 月の利用率	3% 未満	0	0	1 万円	1.5 万円	2.5 万円	3.5 万円	5 万円
	3% ～ 5%	0	1 万円	1.5 万円	2.5 万円	3.5 万円	5 万円	
	5% ～ 10%	1 万円	1.5 万円					

- 3 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に掲げる保険医療機関のうち医療法第 1 条の 5 に規定する病院における第 2 の 3 の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表 1－1 から別表 1－3 のとおりとする。また、以下の条件に応じ、顔認証顔付きカードリーダー最大 3 台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

なお、令和 5 年 4 月以降に新規開設した病院においては、新規開設時に導入した顔認証付きカードリーダーの台数が基準となる。

利用件数 病院	500 ～ 999 件	1,000 ～ 1,499 件	1,500 ～ 1,999 件 ※ 1 台運用の病院 は1,500件以上に 読み替え	2,000 ～ 2,499 件 ※ 2 台運用の病院 は2,000件以上に 読み替え	2,500 件以上
1 台の無償提供を 受けた病院	1 台	2 台	3 台	—	—
2 台の無償提供を 受けた病院	—	1 台	2 台	3 台	—
3 台の無償提供を 受けた病院	—	—	1 台	2 台	3 台

- 4 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に掲げる保険医療機関のうち医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所又は保険薬局における第 2 の 3 の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表 2 のとおりとする。

なお、令和 5 年 4 月以降に新規開設した診療所又は保険薬局においても、新規開設時に顔認証付きカードリーダーを導入した場合は対象となる。

- 5 第 2 の 3 の事業に係る補助金額は、次の順で算定するものとする。

- (1) 第 2 の 3 の事業に係る総事業費に、別表 1 から別表 2 の「2. 補助率」欄に定める率を乗じた額を算定する。
- (2) (1) の額と、別表 1 から別表 2 の「3. 補助限度額」欄を比較して少ない額を交付額とする。(1,000 円未満切り捨て)

第 4 交付の条件

補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 1 保険医療機関等は、オンライン資格確認を実施できる環境を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。
- 2 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- 3 支払基金の理事長の承認を受けて 2 に定めた財産を処分することによ

り収入があった場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付させることがある。

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

5 事業に係る収入、支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

6 1～5の条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を支払基金に返納させることがある。

第5 申請手続き

1 第2の1及び2の事業に係る助成金は、保険医療機関等からの申請は不要とする。

2 第2の3に係る補助金の交付の申請は、第11で定める申請期間に、原則として、支払基金が運用する「医療機関等向け総合ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）から申請を行うものとする。

補助金の交付の申請を行う場合は、次の書類（領収書の（写）、領収書内訳書（別紙様式1）の（写）、オンライン資格確認等事業完了報告書（別紙様式2））を添付してポータルサイトに登録することとする。

なお、申請を行う場合は、第2の3の全ての事業の完了後に行うものとする。

第6 交付等の決定及び通知

支払基金は、第2の1及び2の事業において、対象期間が終了した後に、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式3により助成金の交付の決定を通知するものとする。支払基金は、第2の3の事業において第5の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、原則として決定通知書（別紙様式4）をポータルサイトにて通知する。

第 7 補助金の振込

支払基金は、原則として、決定した補助金を診療報酬または調剤報酬が振り込まれている口座に振り込むものとする。

第 8 決定の取消し

- 1 基金は、第 2 の 1 及び 2 の事業において、保険医療機関等より別紙様式 5 により助成金の辞退の申し出があったときは、交付の決定を取り消すことができる。

なお、第 2 の 1 及び 2 の事業における助成金の辞退を希望する保険医療機関等においては、第 2 の 1 の事業は令和 6 年 7 月 19 日までに、第 2 の 2 の事業は令和 6 年 10 月 10 日までに、別紙様式 5 を基金に提出しなければならない。

- 2 支払基金は、保険医療機関等が第 2 の 3 の補助金を他の目的に使用し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は支払基金に提出した補助金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 9 補助金の返還

支払基金は、補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

第 10 延滞金

- 1 支払基金は、第 9 に基づく補助金の返還命令を受けた保険医療機関等が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、年 3.0%（民法第 404 条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。）の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 一の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関等の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第 11 助成事業の申請期間

第 2 の 3 の補助金交付申請は令和 6 年 4 月から申請を開始するものとし、

第 2 の 3 の助成対象事業を完了させ、令和 7 年 1 月 15 日までに申請するものとする。ただし、申請期間が変更となった場合は追って通知する。

（別表１－１）病院（顔認証付きカードリーダーを１台増設した場合）

第２の３の事業	補助率 １／２	補助限度額は、２７．５万円まで （５５万円に左欄の補助率を乗じた額）
---------	---------	---------------------------------------

（別表１－２）病院（顔認証付きカードリーダーを２台増設した場合）

第２の３の事業	補助率 １／２	補助限度額は、４５万円まで （９０万円に左欄の補助率を乗じた額）
---------	---------	-------------------------------------

（別表１－３）病院（顔認証付きカードリーダーを３台増設した場合）

第２の３の事業	補助率 １／２	補助限度額は、６２．５万円まで （１２５万円に左欄の補助率を乗じた額）
---------	---------	--

（別表２）診療所及び薬局

第２の３の事業	補助率 １／２	補助限度額は、２７．５万円まで （５５万円に左欄の補助率を乗じた額）
---------	---------	---------------------------------------

※ 別表の金額はいずれも税込み。